

人事院勧告で公務員給与等改定

- 月例給は、初任給1万円超重点にすべての職員の改定を実施
- 一時金（期末・勤勉手当）は0.10月分増の4.50月



人事院は8月7日、国家公務員の給与等改定に係る「2023 人事院勧告」を内閣と国会に勧告しました。今後、この勧告にもとづく閣議決定、国会承認が焦点となり、各自治体での地方公務員給与等改定に係る「人事委員会勧告」が行われます。

今回の人事院勧告に先立ち、公務労協・公務員連絡会委員長クラス交渉委員は8月3日、川本人事院総裁と交渉し、6月21日に提出した本年の人勧期要求に関する最終回答を引き出しました。

【概要】

- 民間給与との比較について、月例給の民間給与との較差は、0.9%台後半
- 特別給は、0.10月分の引上げとなる。引上げ分は、今年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分することとする。来年度以降については、6月期及び12月期が均等になるよう配分することとする。
- 俸給表の改定については、行政職俸給表（一）について、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等をふまえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を11,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を12,000円引き上げることとする。初任給以外の号俸については、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で全ての職員の改定を行う。

【公務員連絡会】

- 本年の月例給については、初任給の官民格差の解消を図るために相応の額を引き上げることは、喫緊の課題である人材確保という面に寄与するものと考え

る。

さらに、俸給表全体の改定となることは、「全職員の月例給の引上げ」を求め
てきた私どもの立場からすれば、課題は残るところではあるが、この間の交渉の
到達点として受け止めたい。特に、全職員のモチベーションの維持・向上と
いう点からすれば、今後は、配分に関して一層十分な交渉・協議、合意に基づ
く対応を強く求めておきたい。

- 一時金について、0.10月引き上げるとの回答であった。2年連続の支給月数増となること、さらに、その内訳について、勤勉手当のみならず期末手当の引上げも行うことについては、組合員の期待に一定程度応えたものとして受け止めたい。
- 長時間労働の是正、女性が働きやすい職場づくり、ハラスメントの根絶、非常勤職員の処遇改善など、課題は山積しており、引き続き私どもと十分に協議しながら、改善をすすめていくことを求めておきたい。私どもも、職場段階で、改善にむけてさらに努力していきたい。
- 感染症や大規模自然災害が頻発する状況の中で、職員は、国民の安心・安全のため、高い使命感と責任感をもって懸命の奮闘を続けていること、一方で昨年を上回る物価高騰のもと実質賃金がマイナスを続け、職員の生活を圧迫していること、人事院におかれては、これらのことを深く認識していただき、職員の給与や勤務条件の改善にむけて、より一層の努力をお願いします。

日教組は教職員給与改善で「全人連」に要請

日教組は2023人勧に先立ち、全国人事委員会連合会に対し、例年各人事委員会に示される教育職参考モデル給料表について、今年度の作成方針を質すとともに、教職員給与の改善にむけた対応を各人事委員会への周知するよう要請しました。

冒頭、要請書を手交し、2023人事院勧告では俸給の引上げ改定が十分に見込まれる状況にあることから、「全人連におかれては、今年においても教育職参考モデル給料表を作成し、各人事委員会に示していただきたい」と述べました。

その上で、作成にあたっては、学校現場の過酷な超勤実態や深刻な欠員状況をふまえ、人材確保法の趣旨や学校現場の実態を十分にふまえた給与水準に改善するよう求めました。特に、旧教育職（二）表や（三）表における再任用職員の給料月額について、最高号給に対して旧教育職（二）



表では65.9%、旧教育職（三）表では66.9%と、国家公務員の行政職（一）表をはじめすべての俸給表と比較しても圧倒的に低い額が設定されていることを指摘し、退職前と何ら変わらない職務・職責を担っている実態をふまえて、旧教育職（二）表・（三）表の再任用職員の給料月額の上上げを早急に行うよう強調しました。

また、23 人事委員会勧告・報告において、教職員の長時間労働是正にむけ、業務削減や十分な教職員配置など実効ある具体的施策を早急に講じるよう関係機関に強く求めることや、臨時・非常勤教職員の賃金等を改善すること、会計年度任用職員に対する 2024 年度からの勤勉手当支給のための条例・規則改正など必要な措置を講ずること、勧告にあたっては教職員組合との交渉・協議、合意にもとづいて行うこと、などを各人事委員会に周知するよう求めました。

【全人連事務局回答】

- 本日は、全国人事委員会連合会給与部会事務局が、要請をお受けいたします。
- ただいまの皆様からの要請につきましては、事務局から、全国人事委員会連合会の会長及び全国の人事委員会に、その内容をお伝えいたします。
- 教員給与につきましては、各人事委員会が、それぞれの実情等を勘案して主体的に決定するものですが、全国人事委員会連合会では、人事院勧告や教員給与に係る国の見直し内容等をふまえ、各人事委員会が参考とし得る参考モデル給料表等を作成してまいりました。
- 本年の参考モデル給料表等の取扱いにつきましては、現在、全国人事委員会連合会給与部会で対応を検討しておりますが、具体的には例年通り専門機関に調査研究を委託する方向で事務をすすめております。
- 本日いただいた皆様からの要請内容につきましては、国の動きや人事院勧告の内容、さらには委託調査研究の結果等をふまえ、今後、必要な検討をすすめてまいりたいと考えております。

なお、教育職参考モデル給料表等については、人事院勧告の内容等をふまえ、例年同様のスケジュール観で作成され、9月上旬を目途に各人事委員会に示される予定です。